

報告第 1 3 号

令和 5 年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度資金不足比率を監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 2 7 日報告

鯖江市長 佐々木 勝 久

令和5年度資金不足比率報告書

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
鯖江市総合開発事業特別会計	－	20.0
鯖江市水道事業会計	－	20.0
鯖江市公共下水道事業会計	－	20.0
鯖江市農業集落排水事業会計	－	20.0

備考 資金不足額がない場合は、「－」と記載しています。